⑻　株式会社国際協力銀行及びその子会社等の有する債権（社債（当該社債を有する株式会社国際協力銀行又はその子会社等がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第２条第３項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）をいう。）のうち次に掲げるものの額及び①から④までに掲げるものの合計額

①　破産更生債権及びこれらに準ずる債権（破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。）

②　危険債権（債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（①に掲げるものを除く。）をいう。）

③　３カ月以上延滞債権（元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金（①及び②に掲げるものを除く。）をいう。）

④　貸出条件緩和債権（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（①から③までに掲げるものを除く。）をいう。）

⑤　正常債権（債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、①から④までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。）

⑼　有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。

⑽　有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

⑾　資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあっては、適宜一括した引当金の金額）

⑿　リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項（会社計算規則第108条の規定に従い記載すること。）

⒀　株式会社国際協力銀行の取締役、監査役及び執行役との間の取引による当該取締役、監査役及び執行役に対する株式会社国際協力銀行及びその子会社等の金銭債権があるときは、その総額

⒁　株式会社国際協力銀行の取締役、監査役及び執行役との間の取引による当該取締役、監査役及び執行役に対する株式会社国際協力銀行及びその子会社等の金銭債務があるときは、その総額

⒂　関係会社（会社計算規則第２条第３項第22号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資金の総額

⒃　資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額

⒄　重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額

⒅　１株当たりの純資産額（銭単位で記載すること。）

⒆　連結会計年度の末日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結の子会社等の翌連結会計年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象（ただし、その事業年度の末日が連結決算日と異なる子会社等については、当該子会社等の貸借対照表日後に発生した場合における当該事象とする。）

⒇　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の９から第15条の11までに規定するストック・オプションに関する事項

(21)　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の12から第15条の15まで、第15条の18、第15条の19、第15条の21、第41条及び第63条の３に規定する企業結合に関する事項

(22)　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の16、第15条の17及び第15条の20に規定する事業分離に関する事項

(23)　資産の部の有価証券中の社債（株式会社国際協力銀行がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第２条第３項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額

(24)　以上のほか、株式会社国際協力銀行及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

３　特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。

４　法令等に基づき、又は株式会社国際協力銀行及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

５　「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」及び「リース債務」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載する。

６　「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

第２号様式

第　　期（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）連結損益計算書及び連結包括利益計算書

（記載上の注意）

「⑴　連結損益計算書」及び「⑵　連結包括利益計算書」は、両計算書を構成する単一の計算書に表示する方法により、「連結損益及び包括利益計算書」として記載することが出来る。

⑴　連結損益計算書

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
経常収益	
資金運用収益	
貸出金利息	
有価証券利息配当金	
コールローン利息	
買現先利息	
預け金利息	
その他の受入利息	
役務取引等収益	
その他業務収益	
政府交付金収入	
その他経常収益	
貸倒引当金戻入益	
償却債権取立益	
その他の経常収益	